

鐵芸だより

第132号
2020.2.21

12月定例会

- 本会議・臨時会 P2 ~ P5
- 総務文教常任委員会 P6 ~ P7
- くらし環境常任委員会 P8 ~ P9
- 一般質問 P10 ~ P15
- 3月定例会日程【予定】 P10

12月定例会

【令和元年 第4回(12月)定例会】
会期 令和元年12月5日～12日(8日間)
 議会の委任による専決処分事項の報告(1件)・選挙(1件)・
 補正予算(3件)・条例制定(3件)・条例改正(3件)・
 組合規約の変更(1件)・変更契約議決(1件) 計13件

本会議(12月5日)



議会の委任による専決処分事項の報告

泉の広場公民館・
 体育館・町営プール
 解体工事請負契約の
 変更について
【報告受理】

3月14日に議会議決し、(株)中川組と締結された本契約について、「町長の専決処分事項の指定について」第1項の規定に基づき、10月16日に専決処分により変

更契約を締結されたこととの報告を受理。

【変更理由】
 工事着手後、町営プール北側に隣接する農業用水路のブロック積側溝の改修や敷地外周柵設置のため。

【変更契約金額】
 当初契約金額(1億4千904万円)に308万1千100円を増額し、変更後の契約金額を1億5千212万1千100円とするもの。

選挙

王寺町選挙管理委員
 会の委員及び補充員
 の選挙について
【指名推薦】

王寺町選挙管理委員会の委員及び補充員の任期が12月28日に満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙を行い、議長の指名推薦により左記の方々を選任に決定。

- 【委員】** 4名
 清水稔夫氏
 尾仲孝允氏
 古賀秀孝氏
 池田芳憲氏
【補充員】 4名
 第1順位 山本照美氏
 第2順位 池島正典氏
 第3順位 清原生雄氏
 第4順位 吉川孝文氏

組合規約の変更

奈良県葛城地区清掃
 事務組合規約の変更
 について
【原案可決】

組合が共同処理する事務のうち、「し尿運搬業務」について、組合構成4市4町のうち御所市において、4月1日から同業務を単独で行うこととなったことから、組合が共同処理する事務及び共同処理する市町の区分を明確にするため所要の改正を行うもの。また、分担金の区分に「し尿運搬に関する経費」を新たに追加するもの。これによる本町の分担金額に影響はない。

変更契約議決

【仮称】王寺義務教
 育学校(北)一次造
 成工事請負契約の変
 更について
【原案可決】

6月14日に議会議決し、大日本土木(株)奈良営業所と締結された契約を変更するもの。
【変更理由】
 ①10月1日の消費税法等の改正によるもの
 ②造成工事の残土処分地の変更によるもの(当初、川西町との公共工事間流用により残土処分する予定が当該事業に遅延が生じ事業地内へ直接搬入できなくなったことから、仮置場として奈良第2浄化センターへの搬入に変更となった。)
 ③粉じん対策としてタイヤ洗浄機の設置や散水作業が必要となったもの
 ④伐木・伐竹の処分量確定によるもの

議会の委任による専決処分とは?

議会の権限に属する軽易な事項で、議会がその議決によって、特別に指定したものは、町長が処分できる(地方自治法第180条)。特別に指定したものは、本町の規定である「町長の専決処分事項の指定について」で指定されており、今回のケースは、第1項「議会の議決を経て締結した契約につき、急を要する場合で増減する金額が当初請負金額の100分の5に相当する金額(その金額が1,000万円を超えるときは1,000万円)を超えない変更契約を1回に限り締結すること。」に該当します。

議員会付託案件

【変更契約金額】
 当初契約金額(3億6千180万円)に5千239万4千円を増額し、変更後の契約金額を4億1千419万4千円とするもの。

【総務文教常任委員会】

〈5案件〉

●一般会計補正予算(第3号)

●王寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
 ●地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

●王寺町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
 ●一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【くらし環境常任委員会】

〈3案件〉

●国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 ●下水道事業特別会計補正予算(第1号)
 ●西和地域病児保育室設置条例の制定

閉会中の報告

【議会改革特別委員会】

(第5回委員会)

11月28日に開催し、「議会インターネット中継の導入」等について協議。議会インターネット中継を、令和2年第3回定例会(9月議会)から導入できるように進めていくこと、中継は議場で行われる本会議で、「ライブ中継」と録画中継」とすることに決定。今後、詳細について協議を進める。

【義務教育学校の設置検討調査研究特別委員会】

12月2日に開催し、

【委員会視察】

10月15日に大阪府東大阪市立義務教育学校くすは縄手南校の視察報告。

(第3回委員会)

10月18日に開催し、担当者から各PTの進捗状況の説明を受ける。「学びの道しるべ」の作成に向けた、町立幼稚園・小中学校教職員合同研修会の実施、「小学校英語専科教員加配」制度を活用した英検準1級以上の資格を持つ中学校英語教員の小学校高学年への乗り入れ授業の実施、小中学校教職員を対象としたプログラミング研修の実施、制服・標準服等に関する保護者アンケートの実施、【仮称】王寺義務教育学校(南)改修計画方針(案)等について説明を受ける。

変更契約議決

【仮称】王寺義務教
 育学校(北)一次造
 成工事請負契約の変
 更について
【原案可決】

6月14日に議会議決し、大日本土木(株)奈良営業所と締結された契約を変更するもの。
【変更理由】
 ①10月1日の消費税法等の改正によるもの
 ②造成工事の残土処分地の変更によるもの(当初、川西町との公共工事間流用により残土処分する予定が当該事業に遅延が生じ事業地内へ直接搬入できなくなったことから、仮置場として奈良第2浄化センターへの搬入に変更となった。)
 ③粉じん対策としてタイヤ洗浄機の設置や散水作業が必要となったもの
 ④伐木・伐竹の処分量確定によるもの

卒業生、王寺町在住者等に校名案のアイデアを広く募集し、総務PTで5案程度選考、2月の推進委員会で最終案を選定し、「学校設置条例等の改正案」が議会議決後、最終決定となる。また、【仮称】王寺義務教育学校(南)改修計画方針に基づき、検討中の増築棟やEV棟の新築等、王寺南小学校、王寺南中学校の各教室配置の説明を受け、今後は、この教室

配置を基本設計、実施設計を進めながら、改修計画を具体化していくと説明を受ける。

- 【奈良県町村議会議長会主催議員研修会】
 ○開催日 11月7日
 ○研修内容 講演会
 ○講師 竹田恒泰氏
 ○演題 平成から令和へ～新たな時代を迎えて～

本会議(12月12日)

追加議案

王寺町印鑑条例の一部を改正する条例
 について
【原案可決】

法律の改正により、本条例が準拠している

総務省発出の「印鑑登録証明事務処理要領」において成年被後見人の欠格事項の見直しが行われたことに伴う改正で登録資格を定めた条文を改正するもの。
【施行期日】
 令和元年12月14日

【第4回定例会】議決結果(12月5日・12日)

全会一致の議案

議案名	結果
(報第6号) 議会の委任による専決処分事項の報告について (泉の広場公民館・体育館・町営プール解体工事請負契約の変更について)	報告受理
(選挙第3号) 王寺町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について	指名推選
(議第77号) 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について	原案可決
(議第78号) 【仮称】王寺義務教育学校(北)一次造成工事請負契約の変更について	原案可決
(議第69号) 令和元年度王寺町一般会計補正予算(第3号)について	原案可決
(議第70号) 令和元年度王寺町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	原案可決
(議第71号) 令和元年度王寺町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
(議第72号) 王寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	原案可決
(議第73号) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
(議第74号) 西和地域病児保育室設置条例の制定について	原案可決
(議第75号) 王寺町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
(議第76号) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
(議第79号) 王寺町印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決

【第1回臨時会】議決結果(1月23日)

全会一致の議案

議案名	結果
(報第1号) 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定について)	承認
(議第1号) 指定管理者の指定について	原案可決
(議第2号) 王寺町野外キャンプ場条例の一部を改正する条例について	原案可決

起立採決の議案

賛成=○ 反対=● (議長は採決に加わらない。)

議案名	結果	玉守数叔	若林かずみ	坂下早苗	北村達夫	小山郁子	大久保一敏	沖優子	松岡まさゆき	鎌倉文枝	楠本勝	幡野美智子
(議第3号) 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	○	○	○	○	○	●	○	●	○	●	○

松岡 まさゆき 議員

敷地内での喫煙がマスコミ報道されたのは、今回で2度目である。自主返納として、給料月額10%(1ヶ月)の減額は納得できない。

大久保 一敏 議員

副町長の自主返納額については納得できない。来庁される方々や職員のためにも喫煙場所の設置は必要である。

楠本 勝 議員

県内で初めて敷地内での全面禁煙を実施したにもかかわらず敷地内で喫煙したことは、非常に遺憾に思う。

沖 優子 議員

当案件は町長及び副町長の自主的判断により、自ら責任を取るという形で提案されたもので、自らの責任を果たす範囲としては、妥当と考える。

鎌倉 文枝 議員

処分の重軽については、いろいろな議論もあるが、妥当と考える。喫煙場所の設置は必要である。

北村 達夫 議員

自ら責任を果たすという点は評価できる。今後、町として、喫煙に係る検討委員会のようなものを設置すべき。

反対討論

賛成討論

町営桃山住宅の一室で、給水管の老朽化が原因で漏水し、その一階下に居住されている方の室内が水浸しになり、その被害にあわれた方の家財、転居費用等を町が弁済するもの。支払総額(813万4千348円)のうち、357万9千円は支払い済み(6月議会で専決処分の承認)。今回、支払額の確定により、残額分の455万5千348円の支払いを承認するもの。保険対応により、町負担額は、合計358万7千837円となる。

損害賠償の額の決定について
【承認】

専決処分事項の報告

臨時会(1月23日)

菩提キャンプ場をり

王寺町野外キャンプ場条例の一部を改正する条例について
【原案可決】

条例改正



イメージ写真

指定管理者の指定について
【原案可決】

指定管理者の指定

令和2年4月1日

【施行期日】

ニューアルし、新たにアクティビティエリアを設置するにあたり、同施設の名称、使用料等を定めるため、本条例の一部を改正するもの。



令和2年4月1日から令和12年3月31日まで

【指定の期間】

ノウハウの活用を図るため、公募型プロポーザルを実施し、候補者選定委員会において、選定した「株式会社冒険の森(大阪府能勢町)」を菩提キャンプ場の指定管理者に指定するもの。

① 「キャンプ・バーベキューサイト」の使用料

区分	単位	町内在住者、在勤者又は在学者に係る使用料		左記以外の者に係る使用料	
		18歳以上の者	200円	18歳以上の者	600円
日帰り	1人1日	18歳以上の者	200円	18歳以上の者	600円
		小学生以上17歳以下の者	100円	小学生以上17歳以下の者	300円
宿泊	1人1泊	18歳以上の者	400円	18歳以上の者	1,200円
		小学生以上17歳以下の者	200円	小学生以上17歳以下の者	600円

※未就学児は、無料とする。
※「小学生」・・・小学校(これに準ずるものを含む。)の児童をいう。

② 「アクティビティエリア」の使用料

施設	使用料の額			
	町内在住者、在勤者又は在学者		左記以外の者	
アドベンチャーコース	18歳以上の者	1人1回 2,500円	共通	1人1回 3,000円
	5歳以上17歳以下の者	1人1回 1,200円		
ディスカバリーコース	18歳以上の者	1人1回 1,500円	共通	1人1回 2,000円
	5歳以上17歳以下の者	1人1回 800円		

※ゴールデンウィーク、お盆期間は500円割増

令和2年2月1日

【施行期日】

昨年12月18日、敷地内禁煙となっている王寺町役場の敷地内、副町長及び一部の職員の喫煙が明らかとなり、一部メディアにも報道されたことを受け、管理監督者責任として町長の給料を減額し、また職員を指導する立場でありながら敷地内で喫煙したことへの責任として副町長の給料を減額するため、本条例の一部を改正するもの。令和2年2月1日から同月29日までの1ヶ月間、町長及び副町長の給料をそれぞれ10%減額するもの。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
【原案可決】

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**

【趣旨】令和元年の人事院勧告を受けて、国家公務員の給与改定に準じ、条例を改正するもの

【改正内容】

- 月例給：初任給及び若年層の基本額を引き上げる。
- 住居手当：①住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ(12,000円⇒16,000円)
②住居手当の額の上限を1,000円引上げ(27,000円⇒28,000円)
③住居手当額が2,000円を超える減額となる者は、1年間、所要の経過措置を行う。
- 賞与：4.45月分⇒4.5月分(0.05月分引上げ)
※引上げ分は、勤勉手当に配分し、勤務実績を的確に反映

【施行期日】

- 月例給：公布の日(平成31年4月1日から遡及適用)
- 住居手当：令和2年4月1日
- 賞与：令和元年度に係る勤勉手当は、公布の日(平成31年4月1日から遡及適用)
令和2年度に係る勤勉手当は、令和2年4月1日

【報告事項】

王寺町総合戦略の効果検証について

- 11月11日に総合戦略懇話会を開催し、現総合戦略の最終的な効果検証を行い、委員から意見をいただいた。
- 数値目標の達成状況では、「合計特殊出生率」や「人口の社会増」などの項目で目標を達成
- 委員からの主な意見として、目標を達成した項目についても、継続して取り組んでいただきたい等の意見があった。
- 今後、効果検証結果を引き継ぎ、また、王寺町総合計画で設定した数値目標や取り組みも反映させた、「第2期王寺町総合戦略」を取りまとめる予定(令和2年度から開始)

(仮称)王寺町まちづくり基本条例の制定に係る進捗状況について

- 「まちづくり基本条例」とは、今後のまちづくりの基本ルールを定めるもので、「住民」「議会」「行政」の役割を明らかにし、これからまちが目指す姿やそれを達成する仕組をまとめていく。
- 経過説明として、令和元年6月に町の附属機関に「(仮称)王寺町まちづくり基本条例審議会」を追加。8月以降、月1回のペースで審議会を開催。これまでの4回の審議会では、他自治体の事例研究や条例骨子の考察等が行われている。
- 今後のスケジュールとして、審議会での条文の考察・審議を経て、条例の素案を作成。タウンミーティングやパブリックコメントも実施し、8月の審議会で答申をまとめる。その後、9月議会で条例案が可決されれば、令和2年10月1日から施行予定。

菩提キャンプ場リニューアルに向けての進捗状況について

- 9月議会後の進捗状況
 - ・「施設整備及び管理運営業者の募集」のプロポーザルの実施
 - ・選定委員会の審査を経て、「施設整備業者」及び「指定管理者候補者」に「株式会社冒険の森」を決定し、工事請負契約を締結(工事費：3千960万円)
- 菩提キャンプ場リニューアル整備の3つのテーマ・コンセプト
 - ①新たな客層を呼び込み、上質な時間と体験を提供し、王寺町のファンをつくる
 - ②町民に愛され、使いやすい施設に
 - ③ドキドキとワクワク、楽しみながら健康と学びをもちかえる
- 新設備(アクティビティ)の料金設定にあたって、町内の利用者、青少年、小中学生の団体使用時の料金等を安くできるよう、株式会社冒険の森と協議中
- 今後の予定
 - ・1月臨時議会に「指定管理者の指定」と「新設備の料金設定に係る条例改正」を提案予定
 - ・可決されれば、指定管理者(株式会社冒険の森)と「基本協定」を締結
 - ・令和2年4月に「リニューアル(新設備)オープン」と「指定管理者による管理運営」を開始予定

【補正予算】

令和元年度王寺町一般会計補正予算(第3号)について **【全会一致 可決】**

歳入歳出予算の総額にそれぞれ、6千45万3千円を追加し、総額98億6千909万4千円とするもの
主な内容は下記のとおり

- 【歳出】葛下内水対策貯水池整備事業(2千750万円)、障害児通所支援給付事業(1千417万6千円)
後期高齢者医療療養給付費等過年度精算金(1千35万6千円)
医療費助成(心身障害者、重度心身障害老人、ひとり親家庭等)(666万3千円)
防火水槽撤去工事(200万円)、旧中央公民館仮囲い工事(400万円)等
- 【歳入】町債(3千120万円)、基金繰入金(1千106万円)、国庫支出金(981万7千円)等

【条例制定】

王寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について **【全会一致 可決】**

【趣旨】

法律の改正により、「会計年度任用職員制度」が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与その他の給付の支給に関し必要な事項を定めるもの

【会計年度任用職員】

一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める一般職の非常勤の職員

【主な制定内容】

- フルタイム会計年度任用職員に関する事項(給与の種類、給料、各手当)
- パートタイム会計年度任用職員に関する事項(給与の種類、報酬、通勤等に係る費用弁償の支給及びその額)等

【施行期日】令和2年4月1日

【経過措置】会計年度任用職員制度へ移行するに当たっての必要な経過措置を定めるもの

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について **【全会一致 可決】**

【趣旨】会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する条例について所要の整備を行うもの

【整備する条例】※下記条例の一部改正を行う

- | | |
|----------------------------|-----------------------------|
| 1. 王寺町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 | 7. 一般職の職員の給与に関する条例 |
| 2. 王寺町職員の分限に関する条例 | 8. 職員の特殊勤務手当に関する条例 |
| 3. 王寺町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 | 9. 労務職員の給与に関する条例 |
| 4. 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 | 10. 王寺町職員の旅費に関する条例 |
| 5. 職員の育児休業等に関する条例 | 11. 王寺町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 |
| 6. 王寺町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 | |

【施行期日】令和2年4月1日

【条例改正】

王寺町議会議員の議員報酬等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**

【趣旨】令和元年の人事院勧告を受けて、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、条例を改正するもの

【改正内容】期末手当の支給月額を年間で0.05月分引き上げる。

〔現行〕年3.35月分 ⇒〔改正後〕年3.4月分

【施行期日】○令和元年度に係る期末手当：公布の日(令和元年12月1日から遡及適用)

○令和2年度に係る期末手当：令和2年4月1日

総務文教

12月9日

補正予算・条例の制定・改正を審査





第2期王寺町子ども・子育て支援事業計画について

【概要】※令和2年度から令和6年度までの5ヶ年計画
第1章 計画策定の背景、計画期間、策定体制等
第2章 統計、ニーズ調査結果、子どもと家庭をとりまく課題
第3章 基本理念、基本的な視点、基本目標、施策の体系
〔基本理念(案)〕育つ喜びと育てる喜びが実感できるまち
〔施策体系(案)〕
○教育・保育と子育て支援の充実
○子どもと親の健やかな成長の促進
○安全・安心な環境づくり
○地域と社会による子育て支援
○経済的困難等を抱える子どもへの支援
第4章 事業量の見込みと確保の方策
・特定教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業
第5章 施策の展開(具体的な施策や事業内容)
第6章 計画の推進体制
第7章 資料編(計画の策定経過、用語集等)
【今後の予定】
○子ども・子育て会議で意見をいただき、その後、パブリックコメントを実施予定
○子ども・子育て会議を経て、3月議会において報告予定(令和2年3月発行予定)

斑鳩町コミュニティバスの王寺駅北駅前広場への乗り入れについて

【事業概要】
○期間:令和2年4月1日~令和3年3月31日(年度更新あり)
○場所:王寺駅北駅前広場内高速バス乗り場付近
○時間:9時から16時59分まで(1日4便)
○車種:マイクロバス(21人乗り)
○運行会社:奈良交通(エヌシーバス)※斑鳩町が委託
【斑鳩町が考える事業効果】
○広域観光による地域間経済循環の創造
○利用者の利用方法(選択肢)の拡大
○交通結節点としての更なる機能充実
【決定理由】
王寺駅が広域的に利用されていることから、斑鳩町の要望に応えることで、駅周辺の利用者が増え、賑わいをもたらすものと期待できるため。
【町から指定した条件】
○指定した場所以外への駐停車禁止
○朝夕のピーク時の乗り入れ禁止
○事業の見直しの必須化 など

西和地域病児保育事業について

【西和地域病児保育室の管理及び運営】
○実施主体:王寺町、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町
○対象疾病:感冒、消化不良症等、乳幼児が日常罹患する疾病
○利用定員:1日につき6人以内
○利用時間:8時から18時まで(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
○利用期間:1回の理由につき7日以内
○事前登録:・利用にあたり、事前登録をする必要があるが、緊急かつやむを得ない事由がある場合は当日でも可能
・登録の有効期限は、登録を行った日以後の最初の3月31日まで
○利用方法:前日の18時までに電話等により予約し申込書等を提出
○利用制限:・児童又は保護者が条例に掲げる対象児童等に該当しないとき
・保育中に保護者と常時、連絡が取れる状況にないとき
・利用定員を超過するとき
・児童の症状が変化し、対応が不可能と医師が判断したとき 等
【協定(連携協約)】
○運営は「西和医療センター」に委託し、事務局は関係5町(実施主体)による輪番制(任期2年)
○負担金は、均等割(20%)、財政割(30%)、人口割(50%)で算定(令和3年度から人口割を利用者割に変更)
○施設の建物は関係5町の共有名義(敷地は県立病院機構から無償で借用)
【施設・開所予定】
○職員体制:保育士2名、看護師1名
○施設:保育室、観察室、調乳室、沐浴室、更衣室、トイレ等
○開所予定:令和2年1月15日

王寺町印鑑条例の一部を改正する条例について

【趣旨】
本条例が準拠している総務省発出の「印鑑登録証明書事務処理要領」の改正に伴うもの
【改正概要】
登録資格の欠格条項を改正
〔改正前〕成年被後見人
〔改正後〕意思能力を有しない者(年齢満15歳未満の者を除く)
【施行期日】令和元年12月14日
※12月議会本会議最終日に上程され可決

王寺東公園整備工事について

○樹木伐採、公園内の円形ベンチ老朽化による改修、植栽柵破損に伴う撤去等を予定
○新規整備施設の主なもの
・公園内に日除け機能を持たせるため「天幕」の設置
・「天幕」の下に人工芝を設置
・開花時期が異なる2種類の桜を植樹
○今後は、遊具設置の検討に向け、地元自治会と協議を行い、東側に隣接する東横インホテルと調和のとれた公園となるよう整備
○東横インホテルの工事の進捗に合わせ、令和2年1月以降の発注予定

【補正予算】

令和元年度王寺町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について 【全会一致 可決】
歳入歳出予算の総額にそれぞれ、5千850万4千円を追加し、総額24億4千398万8千円とするもの

令和元年度王寺町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について 【全会一致 可決】
歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1千827万9千円を減額し、総額8億2千267万9千円とするもの

【条例制定】

西和地域病児保育室設置条例の制定について 【全会一致 可決】

【趣旨】保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る
【主な内容】※詳細はP9に記載

- 名称 西和地域病児保育室(いちごルーム)
○場所 三郷町三室1丁目14番2号(西和医療センター敷地内)
○対象児童
・王寺町、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町に住所を有する者
・生後6ヶ月に達する日から小学6年生までの者
・病気の治療中又は回復期であって、症状が軽度である者
・集団保育が困難で、かつ、家庭で保育を行うことが困難な者
○費用負担(利用料 1人あたり:日額)
・市町村民税 課税世帯:2,000円
・市町村民税 非課税世帯等:無料



令和2年1月15日にオープンした「いちごルーム」内の保育室

【施行期日】令和2年1月15日

【報告事項】

令和元年度王寺町公共下水道事業及び上水道事業の進捗状況について

(下水道事業)
○汚水21-4-1号線管渠築造工事(本町4丁目)
⇒公共下水道未普及区域の工事(12月17日入札予定)
○本町4丁目地内マンホールポンプ設備工事(本町4丁目)
⇒布設する管渠が自然流下で排水できないため、ポンプ圧送設備を整備する工事(12月17日入札予定)

(上水道事業)
○第2浄水場自家発電施設設置工事(明神4丁目)
⇒停電時に制御設備及びポンプ設備の電源を確保する工事(進捗率:約80%)
○張井地区配水管改良工事(仮設)(本設)(本町1丁目)
⇒配水管布設後の仮設配管の撤去と舗装本復旧(進捗率:約90%)
○張井地区配水管改良工事(仮設)(本設)2工区(本町1丁目)
⇒上記工事の追加工事(12月17日入札予定)
○県道畠田藤井線配水管改良工事(その1)(本町4・5丁目)
⇒配水管布設後の舗装本復旧(進捗率:約90%)
○県道畠田藤井線配水管改良工事(その2)(本町4・5丁目)
⇒11月19日に入札を実施し、(株)大角水道設備工業所が落札(12月中旬から工事着手)

令和元年度町内要望土木工事の進捗状況について

○進捗率(全体:90%)
・道路新設改良工事(50%)
・舗装新設改良工事(61%)
・道路維持修繕工事(97%)
・水路新設改良工事(83%)
・水路維持修繕工事(100%)

特定空家等への対応について

○特定空家等の5件(H31.2.14認定)のうち、除却済が2件、除却中が1件、残る2件は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項に基づき、改善勧告を行った
○勧告に対する措置が行われなかった場合は、最終的に行政代執行により行政処分を行う予定
○現時点の町内の空き家数は267件で、久度地区においては除却が進んでいる
○令和2年度事業として、自治会と町が空き家に関する情報を共有するため、自治会調査を実施する予定(前回の調査は平成26年度に実施)

令和元年第4回定例会 (令和元年12月6日)

一般質問

Q&A

(質問議員 11名)

一般質問

議員が本会議で町の一般事務や将来に対する方針などについて質問することです。
一般質問は定例会(3月・6月・9月・12月)で行います。本誌では、質問及び答弁の要旨を掲載いたします。なお、詳細については、王寺町公式サイトで閲覧できます。

議会を傍聴してみませんか (令和2年第1回定例会の予定)

- 3月 4日(水)**
13時00分 議会運営委員会
13時30分 本会議(議事上程・施政方針)
- 3月 5日(木)**
9時30分 本会議(一般質問)
- 3月 6日(金)**
9時30分 総務文教常任委員会
13時30分 暮らし環境常任委員会
- 3月 9日(月)**
9時30分 当初予算審査特別委員会
- 3月 10日(火)**
9時30分 当初予算審査特別委員会
- 3月 13日(金)**
13時30分 議会運営委員会
14時00分 本会議

- 本会議** 場所:役場3階 議場
受付:議場前で受付し入場して下さい。随時入場できます。
- 各委員会** 場所:役場3階 協議会室
受付:協議会室前で受付して下さい。(開始5分前までに受付を済ませて下さい。)

「子どもの貧困対策」について

法に基づく計画と第二期子ども子育て支援事業計画と一体で実施

国内の子どもの7人に1人が社会で普通とされる生活を送ることができない相対的貧困にある。改正子どもの貧困対策推進法(令和元年6月公布)で貧困対策の計画策定が市町村の努力義務とされた。良好な生活環境は全て

子どもの権利である。また、貧困対策大綱では39項目にわたる指標とその改善に向けた重点施策が示された。子どもの貧困対策法に則った町の計画が必要ではないか。

A 町長 子どもの貧困対策推進法の改



幡野 美智子 議員
(日本共産党)

正の基本理念の中で、子どもの最善の利益が優先考慮されること、子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。平成29年9月に実施の王寺町子どもの未来応援アンケート調査で本町の子ども

率は7.4%で全国平均(13.9%)に比べ低位であるが、今回の法改正も踏まえて、第二期子ども子育て支援事業計画の中で子どもの貧困対策を新たに位置づける。また、市町村に対し、子どもの貧困対策計画の策定の努力義務が課されたが、現在策定中の第二期計画と盛り込む内容が重複するため、策定する計画と一体のものとして策定する。

誰もが安心して出産や子育てをできる町を目指す。
災害の変化に対応した防災対策の速やかな推進を

Q ①地球温暖化の影響等で大規模洪水が多発する中、想定最大雨量にあわせた洪水ハザードマップは住民に

和令2年4月に新防災ハザードマップを全戸配布する
①地球温暖化の影響等で大規模洪水が多発する中、想定最大雨量にあわせた洪水ハザードマップは住民に

A 総務部理事 ①防

災重点ため池や家屋倒壊等氾濫想定区域の情報等を掲載したハザードマップを令和2年4月に全戸配布する。
②役場職員の保健師や看護師等を避難所に派遣し適切な措置がとれるよう配置している。

今後、廃校となる王寺小学校・王寺北小学校の校舎と土地の利用について

町の貴重な財産を後世に継承できるように活用の方を十分検討する

【仮称】王寺義務教育学校(北)の整備に伴い廃校となる王寺小学校・王寺北小学校の校舎と土地の利用については、「王寺町義務教育学校設置に向けた基本方針」で王寺小学校については敷地内に片岡王寺の遺跡

があり文化財調査に約10年間を要し、調査後は遺跡公園等の検討が必要であるといった王寺町文化財保護審議会からの答申や、廃校となる施設の利用については、今後の行政需要や地域の実情を考慮して検討するとされている



北村 達夫 議員
(無所属)

る。令和4年4月の義務教育学校開校までに一定の方針や施設整備等の計画が必要と思うが、今後の検討スケジュールを伺う。
A 教育長 義務教育学校(北)は、工事費約85億円のうち補助基本額が43億円、単独事業

費が42億円となり、町負担額を軽減するため、起債充当を予定。起債の条件として、義務教育学校の供用開始後5年以内に統合前の施設の廃止が必要となることから、義務教育学校(北)の開校の令和4年4月から令和9年3月末までに、王寺小学校及び王寺北小学校の施設除却、若しくは他の施設としての転用が求められる。王寺小学校については、令和4年4月の義務教育学

校(北)の開校にあわせて校舎・体育館の解体を予定。その後、10年間をかけて遺跡調査を行い、調査結果を踏まえ、跡地利用計画を検討。王寺北小学校については、利活用できる可能性があり、廃校までにサウンディング調査を実施し、利活用についての方針案を作成した後、閉校後2年間で「施設利活用計画」を策定する。その後、3年以内に施設の除却または転用による利活

用のため工事を行い、新たな機能を持った施設としてスタートさせたい。
【要望】廃校後、子ども達がいなくなった結果の寂しい施設ではなく、それを契機に地域の人々の間で、新たな活動の場として生まれ変わる施設として活用いただき、いつまでも皆様の心の中に残るよう、また、新しい形で生まれ変わり、人々に愛される施設であるよう要望する。

王寺町の水道ビジョンについて

王寺町水道ビジョンを平成28年3月に策定

①「水道ビジョン」は策定されたのか。

②今後の水道事業の方針と事業計画 ③水道料金の引き下げは考えているのか。

A 水道部長 H28年3月に策定している

が、水道施設共同化や県域水道一体化検討会や専門

部会での協議を踏まえ、「水道ビジョン」の見直しも必要と考える。②方針は、検討会やワーキンググループに参加し、王寺町としてメリットが出るよう、議会で諮りながら一体化への参加を判断する。事業計画は第1浄水場の解体撤去と管

路更新を順次計画的に実施予定。③水道料金の引き下げは考えていない。

Q R1年8月28日「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査の結果」が報道発表された。①避難所に指定されている学校数 ②

避難所に指定されている学校数 ②



小山 郁子 議員
(日本共産党)

避難所に指定されている学校における学校施設利用計画の策定状況 ③避難所に指定されている学校の防災機能の保有状況(備蓄倉庫・飲料水・非常用発電機等・LPガス等・災害時利用通信・断水時のトイレ) ④停電時の庁舎、避難所の対応を伺う。
A 総務部理事 ①町内全小中学校5校

避難所指定されている学校に備蓄倉庫、飲料水、非常用発電機等、LPガス等、災害時利用通信、断水時のトイレ、停電時の庁舎、避難所の対応を伺う。
②5校いずれも体育館を避難所スペースとして設定していることから策定

済。今後は、高齢者や障害者、乳幼児等の配慮を要する方々の避難スペースや着替えや授乳などプライバシーに配慮したスペースについても協議を進める。
③備蓄倉庫については、5校いずれも災害時用の飲料水を保管している。非常用発電機等は1校(王寺南小)の太陽光発電システム。非常時に利用可能なガス設備等はないが王寺小、北小、王寺中の家庭科室にLPガスが有り利用可能。通

ごみの減量対策について

ごみカレンダーや広報紙で啓発
プラごみの削減も推進する

香芝・王寺環境施設組合のデータによると王寺町のごみ排出量は年々増加している。

る住民への啓発方法を伺う。

処理費削減、環境保護の観点からもごみの減量は喫緊の課題である。①過去3年間のごみ排出量の推移 ②ごみの減量に係

住民福祉部長 ① H28年度(5,436トン)、H29年度(5,486トン)、H30年度(5,554トン)で前年度比0.3%から1.2%の微増。また、1日1人あた



鎌倉 文枝 議員 (無所属)

りのごみの量は各年度とも約630グラムで横ばい。一方、人口は微増。人口増に比例してごみの量も微増している。②各戸配布のごみカレンダーや広報紙を通して「3つの切る」(使い切る・食べ切る・水を切る)やごみ

の分別、5R(リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア)の実践の重要性、食品ロスの現状等を掲載し啓発を継続して行う。また、マイクログラスチックが世界的に問題になっていることから、マイバツクを利用し、レジ袋を使わないことを啓発しプラごみの削減を推進する。

教育次長 災害から自らの命を守る意識を身につけるとともに、助け合いなどのボランティア精神の醸成等、子どもたちの防災力を高めるために、発達段階に応じ、災害に自主的に対応するための知識、技能、態度に関する防災教育を継続して実施している。今後、避難所生活の疑似体験の機会を企画し、避難所生活の不自由さなど様々な課題や自

分たちが果たせる役割について考える機会を創出する。また、継続した防災教育により、子どもたちに命を守る行動を実践的に学ばせ、「自らの命は自らが守る」意識を身に付けさせるとともに、地域社会の安全活動に参画し貢献できるように自治会、自主防災会との連携、協力の強化を図る。

(仮称)手話言語条例の制定について

令和2年6月制定に合わせ
手話に関する施策を推進する

奈良県では、平成29年4月1日に手話言語条例が施行され、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とう者以外のものが共生することのできる地域社会の実現をめざし、手話通訳を行う人材の育成も

行われている。県内では平成27年4月に大和郡山市で手話に関する基本条例が施行され、その後、天理市、桜井市、橿原市、奈良市、五條市、大和高田市と順次制定され、町村では広陵町で制定されている。本町は



大久保 一敏 議員 (無所属)

観光事業に力点を置いていることから聴覚障害のある観光客へのおもてなしを想定した手話言語条例を制定し、「安全・安心のまちづくり」と共に、「障がい者に優しいまちづくり」が大事と考える。H29年度から開始

された王寺町手話奉仕員養成講座では、現在41名の方が基礎編を修了されているが、手話言語条例の制定についての見解を伺う。

手話に関する研修会への講師派遣などを考えている。条例制定と合わせて手話に関する施策を推進する。



第1分団屯所の整備先と
建物の概要について

現屯所敷地で建替え。今後、設計業務を進め、令和2年度中の完成を目指す

第1分団屯所の建替えに伴う屯所の整備先と建物の概要を伺う。

屯所敷地は借地であるものの、立地条件のよい現地での建替えを念頭に敷地所有者と協議を進めてきたが、借地であるため、別の候補地を検討する中で、久度の家を移転候補地とした。久度の家は昭和36年



楠本 勝 議員 (無所属)

建築で第1分団屯所と同様に老朽化が進み、耐震基準を満たしていないこと、久度地区の住民の方に利用されていることから屯所機能と「コミュニティ施設機能」を合わせた施設を建設する方向で令和元年度から設

計業務を進める予定であった。しかし、検討を進める中で、敷地所有者に屯所移転の意向を伝えたところ、引き続き、屯所敷地として賃貸することも考えている旨の回答があった。これを受け、現屯所が幹線道路に面しており、緊急出動の際も迅速に現地向かえること、また好立地にあること、また、この場所は地域住民に馴染みがあり、場所も

わかりやすく、地域の防災のシンボリックな拠点となり得ること等を踏まえ、現屯所敷地での建替えの検討を再度開始した。敷地所有者と継続して使用するための条件を確認し、現在、具体的な使用料等について協議を行っている。

今後、敷地所有者との協議及び賃貸借契約締結後、地域の自治会長、消防団との合意形成を図りながら規模や



第1分団屯所(久度1丁目)

王寺町の防災訓練について

地区自治連合会ごとに防災訓練を実施
地域での防災活動を町が支援する

今後の王寺町の防災訓練の内容・実施計画について伺う。

年度は山西地区で地震を想定した訓練を実施。令和2年3月には、明神山地区において実施予定。実施前には、自治会長や自主防災会の方々と協議し、地域の実情に応じた訓練内容とする。また、地域



坂下 早苗 議員 (公明党)

住民が主体となって防災訓練を行っていただくことが重要と考える。地域での自主防災活動を積極的に進めていたため、町として支援を行う。

役所窓口の開設について伺う。

住居福祉部長 町では、ご遺族が関係する葬儀後の手続や必要な書類が分かるように案内文書等を葬儀業者を仲介してお届けしている。後日、来庁された際には、最初に訪れた窓口で各種担当職員が outgoing 手続や申請のサポートを行っている。事実上、ワンストップで手続が終えるよう配慮している。なお



(仮称)王寺町防災士ネットワークの設立について

防災士の組織化を図り地域の防災力向上を目指す

Q 今後の災害対策として、「(仮称)防災士ネットワーク」設立に向けての体制、活動、事業計画、運営方針と防災士の役割と自主防災組織との連携について。

A 総務部理事 これまでの行政主導の

防災対策だけでは限界があり、行政と連携した住民主体の防災対策に転換していく必要がある。(仮称)王寺町防災士ネットワークは、町内在住の防災士の方々に地域の防災リーダーとして活動いただく環境を整備するもの

で、その設立に向け自治連合会の代表の他、防災関係者や地域の代表ら複数名で組織化検討委員会を開催し、活動内容や事業計画等を協議いただく。防災士の役割として、平常時には、①防災士が地域の自主防災会の主要メ



松岡 まさゆき 議員 (無所属)

ンバーとして活動に積極的に参画し地域の防災意識、防災力の向上を図る。②防災士が中心となり、地区防災計画や要支援者への対応等、自主防災会での決め事を定める。③自主防災会での防災訓練実施と検証を行っていたこと。また、災害時には、避難所や災害ボランティアセンターの運営を主導していただくことを想定している。今後、令和2年2月に(仮称)王寺町防

災士ネットワーク設立総会を開催し、3月に自治連合会総会で設立の報告を行い、4月から活動を開始していただく。住民主体の取組みによる地域の防災力向上を目指し、町も全面的に支援を行う。

Q 女性の防災士の役割について

A 総務部理事 女性の視点から見た災害対応も大事と考える。積極的に活動いただけるよう働きかける。

文化福祉センターの長寿命化計画と王寺町立幼稚園の統廃合について

令和2年度中に「個別施設計画」を策定 空調設備の整備は計画策定前に整備

Q 平成29年3月に「王寺町公共施設等総合管理計画」が10年の計画期間で策定され、すでに防災コミュニケーションセンター(いずみスクエア)が完成し、中央公民館建替え及び、久度の家更新計画など、順次進め

られているが、福祉避難所機能をもつ文化福祉センターは、長寿命化を図るとしているものの具体的な計画が示されていない。避難所としての機能強化、バリアフリー化、大ホールの改修(音響設備や座席など)も含め、

長寿命化計画の進捗を伺う。また、町立3幼稚園は統廃合を検討し、義務教育学校との併設による整備など、方針案を検討とあるが、その後の進捗についても伺う。



沖 優子 議員 (無所属)

A 町長 文化福祉センターで、改修が必要と見込まれる設備については、令和2年度中に「個別施設計画」を策定し、有利な財源活用で計画的に整備を進める。この中で特に、性能劣化がみられる空調設備は避難所機能として必要不可欠なことから、個別施設計画策定前に有利な財源を活用し整備する。町立幼稚園は、幼小



王寺町文化福祉センター

中長期財政計画について

有利な特定財源を確保し安定的で持続可能な財政運営に努める

Q 巨額の費用がかかる事業が目白押しとなっているが、今後の本町の財政計画について伺う。

A 総務部長 有利な財源確保に努める。税源涵養のための観光施策や子育て支援施策

の充実等により、人口維持を図りながら、地方税や普通交付税等の収入を確保するとともに、各種事業についても聖域を設けずに見直しを行っている。また、今後の財政運営については、有利な特定財源を可能な限り確保

することを基本ルールとし、事業によっては、民間投資も最大限に活用しながら財政的に影響が生じないような事業スキームで取り組んでいく。そして、事業の優先度も考慮し、適切に判断しながら安定的で持続可能な財



若林 かずみ 議員 (無所属)

政運営に努めていく。Q 各種イベント事業の見直しについて

A 町長 ①多額の費用がかかるイベント事業の見直しが必要では。②町民体育大会の今後の運営について。③各種イベントの整理をするために、事業を統括するチームの設置を検討できないか伺う。

A 町長 ①王寺ミルキーウェイや町民盆踊り大会については、

町を挙げての一大イベントとして定着しており、内容の工夫や民間事業者の拡充に努めることが必要であり、今すぐ規模の縮小は考えていない。②種目自体の見直しや近隣自治会と合同参加などを促し、また、個人での参加、アクセスの利便性向上など、色々と工夫しながら、地域のきずなづくりの場として、今後も開催を続ける。③各実行委員会や庁内の



部長会議で次回開催に向けての課題を整理しており、あらためてイベントを統括するチームの設置は考えていない。

富田駅周辺の将来構想について

バス路線の整備をはじめとした地域拠点として開発する

Q 王寺町総合計画に富田駅を起終点とした新たなバス路線の整備、地域交通の利便性の向上と地域の実情に即した交通ネットワークの充実と記載されています。また、施政方針にも、富田駅からの新たなバス路

線の整備やバスターミナルの建設について触れられています。この点について、周辺の土地利用や開発も含めて、富田駅周辺の将来構想について伺います。

A 理事 リニア中央新幹線が2037年に全線開業があり、将来的な交通アクセス・交通需要が大きく変わることが見込まれます。その上で、20年先を見据えた王寺町都市計画マスタープランでは、王寺駅を西和地域の中心拠点、富田駅を駅周辺



玉守 数叔 議員 (無所属)

の地域拠点と位置づけられています。富田駅周辺には生活利便施設の集約が必要と考えており、少なくともスーパー等の商業施設、金融機関、交番、駐輪場、この4つの機能は駅周辺に配置したいと考えています。王寺町総合計画においても、国道168号の4車線化による交通環境の改善を念頭に、JR和歌山線東側にあり市街化調整区域に商

業施設や事業所を誘致するなどして組織的な利用を図りたいとしております。富田駅の持つポテンシャルを生かして、王寺町内のバス路線の再編にとどまらず、新たな路線のきつかけとするため、例えば北葛城郡4町による「すむ・奈良・ほっかつ」PR事業と連携して、富田駅を玄関口に河合町や上牧町を経由し、馬見丘陵公園や静香苑へのア

A 町長 明神山や、この春に冒険の森へリニューアルされる菩提キャンプ場は富田駅から徒歩圏内。京阪神から王寺町へ観光に來られる方にも富田駅を利用していただけるものと考えています。

王寺町内の神社巡り

▶ 其の一 ◀



久度神社 王寺町久度4丁目9-1

大和川南岸に位置する久度神社は、「かまどの神」ともいわれ、古くから信仰を集めてきました。祭神は、久度大神（かまど、火の神）、八幡大神（寿命、幸運の神）、住吉大神（水運、交通の神）、春日大神（子孫繁栄の神）です。

創建時期は定かではないが、延喜式神名帳（西暦927年）にも載っている古い神社です。



片岡神社 王寺町本町2丁目1827

片岡神社は「雨乞いの神」であり、王寺が大和川水運の要所であったことから重要な存在であったと思われます。大田口にあった「金計神社」、中村にあった「大原神社」、門前にあった「住吉神社」が片岡神社に合祀されました。

創建時期は定かではないが、延喜式神名帳（西暦927年）にも載っている古い神社です。



八幡神社 王寺町藤井3丁目468-1

昭和6年末に発生した亀の瀬の地滑りにより、国鉄関西線の迂回に伴い、神社の移転が行われました。

昭和8年から工事が始まり移転遷宮式では盛大な祭典が挙行されました。

氏子域は藤井地区全体で現在は7名の役員による役員会が中心となって祭祀が行われています。